

# 陸前高田市規則第 1 1 号

## 陸前高田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(陸前高田市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 1 条 陸前高田市屋外広告物条例施行規則（令和元年規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(広告物等の表示等の許可の期間の更新申請) 第 9 条 条例第 8 条第 3 項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の 2 週間前までに、陸前高田市屋外広告物等表示等許可期間更新申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類</p> <hr/> <p>及び写真を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) \ \ \ (略)</p> <p>(2) 陸前高田市屋外広告物等現況調査書（様式第 4 号）（条例第 2 5 条第 1 項に規定する管理する者が記載したもの。第 1 9 条に規定する広告物等に係るものを除く。）</p> <p>(3) 当該広告物等の写真（申請前 1 月以内に撮影した天然色写真で、撮影年月日を記入したもの）</p>	<p>(広告物等の表示等の許可の期間の更新申請) 第 9 条 条例第 8 条第 3 項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の 2 週間前までに、陸前高田市屋外広告物等表示等許可期間更新申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類（<u>条例第 1 4 条の 3 第 1 項ただし書の規則で定める広告物等に係る許可期間更新申請書の場合には、第 2 号に掲げる書類を除く。</u>）及び写真を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) \ \ \ (略)</p> <p>(2) 陸前高田市屋外広告物等安全点検報告書（様式第 4 号）（申請前 3 月以内に点検したものに限り。第 1 9 条に規定する広告物等に係るものを除く。）</p> <p>(3) 当該広告物等の写真（申請前 3 月以内に撮影した天然色写真で、撮影年月日を記入したもの）</p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める書類（点検内容等）</u></p> <p><u>第 1 4 条の 2 条例第 1 4 条の 3 第 1 項に規定する点検は、広告物等の基礎部、上部構造、支持部、取付部、広告板、照明装置等の変形、腐食、ボルト、ビス等のゆるみ、劣化、破損その他の陸前高田市屋外広告物等安全点検報告書の項目について、実施するものとする。</u> <u>（点検を要しない広告物等）</u></p> <p><u>第 1 4 条の 3 条例第 1 4 条の 3 第 1 項ただし書の規則で定める広告物等は、第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 8 号又は次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる広告物等のうち法令の規定により条例第 1 4 条の 3 第 1 項の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして市長が定めるもの</u></p> <p>(2) <u>条例第 6 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 6 号までのいずれかに該当する広告物等</u></p>

(管理する者等)  
 第20条 \ \ \ (略)  
 2 条例第25条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者  
 (2) 法第10条第2項第3号イに掲げる者  
 様式第3号（第9条関係）  
 ～（略）～  

～（略）～	
4 添付書類	(4) <u>屋外広告物等現況調査書</u>
～（略）～	
～（略）～	

(資格を有する者による点検を要する広告物等の規模等)

第14条の4 条例第14条の3第2項の規則で定める規模等の広告物等は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの（第6条に規定する許可の期間が6月以内とされているものを除く。）とする。  
(資格を有する点検を実施する者)

第14条の5 条例第14条の3第2項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者  
 (2) 法第10条第2項第3号イに掲げる者  
 (3) 広告物等の点検に関する講習として市長が認めるものの課程を修了した者  
 (管理する者等)

第20条 \ \ \ (略)  
 2 条例第25条第2項の規則で定める資格を有する者は、第14条の5第1号又は第2号のいずれかに該当する者とする。  
 様式第3号（第9条関係）  
 ～（略）～  

～（略）～	
4 添付書類	(4) <u>屋外広告物等安全点検報告書</u>
～（略）～	
～（略）～	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

陸前高田市屋外広告物等安全点検報告書

年 月 日

陸前高田市長 様

報告者 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広告物等の種類						
点検年月日		年 月 日				
点 検 者		住 所				
		氏 名				
		電話番号				
		資格名称	1 建築士 2 職業訓練指導員免許所持者 3 屋外広告士 4 点検技能講習修了者 5 その他			
点検箇所	点 検 項 目			異常の有・無	改善の概要	
上 基 部 礎 構 造 ・ 造	1 上部構造全体の傾斜，ぐらつき			有	無	
	2 基礎のクラック，支柱と根巻きとの隙間，支柱ぐらつき			有	無	
	3 鉄骨のさび発生，塗装の老朽化			有	無	
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食，変形，隙間			有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト，ナット，ビス）のゆるみ，欠落			有	無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食，変形			有	無	
	2 溶接部の劣化，コーキングの劣化等			有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			有	無	
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食，破損，変形，ビス等の欠落			有	無	
	2 側板，表示面板押さえの腐食，破損，ねじれ，変形，欠損			有	無	
	3 広告板底部の腐食，水抜き孔の詰まり			有	無	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯，不発光			有	無	
	2 照明装置の取付部の破損，変形，さび，漏水			有	無	
	3 周辺機器の劣化，破損			有	無	
そ の 他	1 付属部材（装飾，振れ止め棒，その他付属品）の腐食，破損			有	無	
	2 避雷針の腐食，損傷			有	無	
	3 その他点検した事（ ）			有	無	

(A4)

備考1 広告物等の種類により，該当する点検箇所・点検項目がない場合は，「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

備考2 この様式に記載困難な場合は，別紙を添付し，これに記載すること。

備考3 資格者証等の写しを添付すること。

備考4 広告物等の新規申請の場合は、広告物等を設置後、速やかに点検を実施の上、報告書を作成すること。報告書提出の際は、設置後の広告物等の写真を添付すること。

なお、既に設置済の広告物等を新規申請する場合は、申請前に点検を実施し、写真を添付の上、報告書を提出すること。

備考5 許可の期間の更新申請に係る広告物等が複数ある場合、原則、広告物等ごとに報告書を作成すること。ただし、異常が無い広告物等については、この限りでない。

備考6 異常が確認された箇所については、改善の状況がわかるよう、改善前及び改善後の写真を添付すること。

備考7 異常が確認されたが、申請日までに改善措置が未了となる場合は、任意様式により、改善に関する計画書を作成し添付すること。改善措置が完了した後は、改善の状況がわかるよう、速やかに改善後の写真を提出すること。

備考8 報告内容について虚偽であることが判明した場合、更新の許可を取り消す場合があること。

備考9 改善の概要欄には、措置状況（措置方針）（※1）及び措置完了予定年月日（※2）を記入すること。

（※1）改善措置を実施した場合は、措置した内容を記入すること。

（※2）改善措置が未対応の場合は、措置完了予定年月日及び未対応の理由と今後の措置方針を記入すること。

（陸前高田市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 陸前高田市屋外広告物条例施行規則（令和元年規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第9号、様式第10号及び様式第12号から様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。